

第3章

地域で安心して暮らせる 基盤づくり

- 1 地域共生社会の推進
 - (1) 包括的支援体制の整備
 - (2) 居住支援体制の構築と促進
- 2 地域ケア会議の充実・強化
- 3 生活支援サービスの充実
- 4 良質な高齢者向け住まいの確保
 - (1) 高齢者向け住宅等の確保
 - (2) 住宅改造の支援
 - (3) 生活支援のための居住施設の整備
- 5 医療・介護連携の推進
 - (1) 在宅医療・介護連携推進事業の充実
 - (2) 関係者の人材確保・育成と住民への普及啓発
 - (3) 外来医療の機能明確化とかかりつけ医機能の確保
- 6 地域包括ケアシステムを支える人材の育成・資質向上
- 7 支援を要する高齢者を支える環境の整備
 - (1) ユニバーサルデザインの推進
 - (2) 生活困窮者等への支援
 - (3) 災害時の支援

1 地域共生社会の推進

(1) 包括的支援体制の整備

■現状と課題

- ・ 人口減少や少子高齢化の進行、世帯構造の変化等により、家族や地域の支え合い機能が低下するなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。また、育児をしながら親や祖父母の介護にも追われる「ダブルケア」や、学業の傍らで日常的に家族の介護や世話をしなければならない「ヤングケアラー」、高齢の親が無職の子の生計を支える「8050問題」など、世帯や地域を取り巻く課題は、ますます多様化・複雑化しています。
- ・ だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、こどもから高齢者まで全ての方々が、世代を超えてつながり、互いに支え合いながら、自分らしく暮らすことのできる「地域共生社会の実現」を推進していく必要があります。
- ・ 地域共生社会の実現に向けては、福祉サービスを必要とする方も含め地域住民が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、それぞれが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる場づくりや多様化・複雑化した課題に対する包括的な支援体制の構築が求められています。令和3（2021）年4月に施行された改正社会福祉法により、包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業が創設されました。
- ・ 社会福祉法人には、これまで培った福祉サービスの提供に係る高い専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワークを活かしながら、公益的な取組を実践し、地域共生社会の実現に積極的に貢献することが期待されています。大分県社会福祉協議会においては、県内の社会福祉法人から構成する「大分県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会」を立ち上げ、生活困窮者の相談・支援等を行う「おおいたくらしサポート事業」等に取り組んでいるところです。

■施策の方向

- ・ 高齢者や障がい者等を含め、「すべての人がともに支え合う」という考え方のもと、地域の多様な主体が参画し、ともに地域課題に取り組む場の創出に向けて、推進人材の養成に取り組むほか、高齢者サロンや子ども食堂での「多世代交流」、生活のちょっとした困りごとを住民同士で支え合う「住民参加型サービス」の取組を促進します。
- ・ 介護や障がい、子育て等の分野にまたがる相談であっても、まずは地域包括支援センターなどの日常生活圏域における相談支援機関で相談を受け止め、必要に応じて適切な機関につなぐ、いわゆる「断らない相談支援」の体制の構築を推進します。
また、他機関へのつなぎや、支援機関同士の情報共有だけでは解決が困難な、複合化・複雑化した生活課題については、介護・障がいなどの各分野に加え、職能団体やNPO法人などの多機関が協働し、アセスメントに基づいた適切な支援を提供するとともに、状態の変化等に応じた伴走型の支援を促進します。

- ・ 市町村等と連携して地域ニーズを把握し、障がいのある方も高齢者もともに利用できる共生型サービスの実施を推進します。また、重層的支援体制整備事業を始めとした取組により、市町村における包括的な支援体制の構築が促進されるよう、必要な支援を行います。
- ・ おおいたくらしサポート事業等、大分県社会福祉協議会や大分県社会福祉法人経営者協議会などの社会福祉関係団体による地域貢献活動の充実を図ります。また、先駆的事例の横展開などを通じて、社会福祉法人の地域貢献活動を積極的に支援します。

■目標指標

指 標 名	単位	令和4（2022）年	令和8（2026）年
		基準値	目標値
高齢者、子育て家庭等、多世代交流・支え合い活動の実施主体数	組織	415	495
包括的な支援体制が整備されている市町村の数	市町村	4	14

出典：大分県調べ

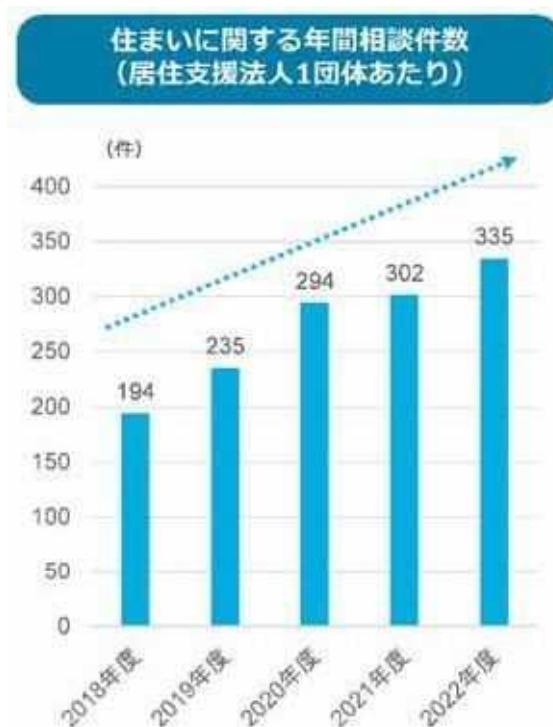
1 地域共生社会の推進

(2) 居住支援体制の構築と促進

■現状と課題

- ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第二百二十二号）（セーフティネット法）に定義される住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、生活困窮者等）からの市町村や県の窓口、居住支援法人等関係団体への相談件数は年々増大しており、今後も更なる増加が見込まれます。また、住宅確保要配慮者の抱える課題は複合化しており、居住支援法人等関係団体や市町村・県の担当各課での対応は非常に困難になっています。このため、関係する団体のネットワークの強化と支援する体制の早期確立と相談対応の充実が求められています。
- ・ 支援にあたっては、物理的な住居（住まい）の確保が必要ですが、その後、地域において孤立化・孤独化しないように見守りや買い物支援、引越しや家財整理等といった暮らしについても併せたトータルとしての居住支援が必要です。このため、県も居住支援協議会の一員として活動に参画し、関係団体と一緒に活動していきます。
- ・ 住まいと暮らしの総合的なサポートを通じて、地域・福祉・住宅がより密接につながることが重要です。竹田市及び豊後大野市では先行して県・市、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会が設立され、支援が行なわれています。特定の市町村のみではなく、全市町村での居住支援体制の構築と促進が求められるため、この取組を参考としつつ、今後全ての市町村において同様の支援体制の構築が必要です。

[図2-3] 住まいに関する年間相談の状況



出典：令和5（2023）年度国土交通省実態調査

■施策の方向

- ・ 関係団体・関係者によるネットワーク強化のために、専門家や先進団体からの講師の派遣等を行なうことで、各市町村での居住支援協議会設立へ向けた関係者によるネットワークと合意形成の場（居住支援ネットワーク会議）の構築を実施します。居住支援ネットワーク会議にあたっては、竹田市や豊後大野市での参画メンバーを基本としながら、成年後見人や障がい者本人、またその家族も含めたより多くの意見を集約・反映できるようにし、会議の充実を図ります。
- ・ 暮らしも含めた支援の推進や孤立化・孤独化対策として、地域の理解醸成やつながりづくりのためのセミナーや勉強会開催を支援します。
- ・ 要配慮者が住み慣れた地域で暮らし続けられるために、県が調整役となり、全市町村での居住支援協議会設立もしくは同等の体制整備を促進します。また、あらゆる相談に対してより円滑に対応し、スムーズな支援を実現できるように県から市町村に対して相談窓口設置の周知と協議会運営を促します。



[居住支援ネットワーク会議の様子]

[セミナーの様子]

■目標指標

指 標 名	単位	令和4（2022）年	令和8（2026）年
		基準値	目標値
市町村ごとの居住支援体制の整備数	市町村	2	18
居住支援による人口カバー率	%	4.6	50.0

出典：大分県調べ

第3章 地域で安心して暮らせる基盤づくり

2 地域ケア会議の充実・強化

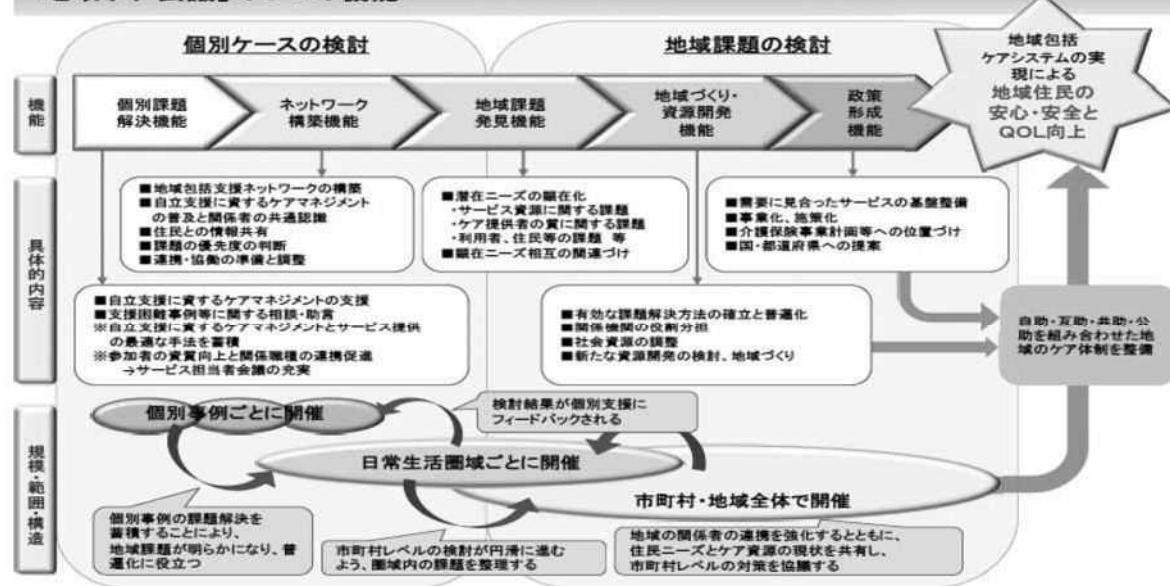
■現状と課題

- 市町村においては、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要です。地域ケア会議は、その地域包括ケアシステムの構築に向けたツールとして関係者による地域課題の共有、資源開発・政策形成等の機能を有しており、その充実・強化が求められます。

県では、平成24（2012）年から全国に先駆けて、全市町村での地域ケア会議の立上げに取り組み、お世話型から自立支援型のサービスへの転換を進めてきました。

- 地域ケア会議の対象者は、認知症高齢者や医療的ケアが必要な高齢者など多様化しており、より専門的知見が求められる事例に対応するため、事例内容に照らした参加者の選定及びその人材確保が必要です。
- 地域ケア会議においては、「高齢者のQOLの向上」を目指すことが重要であり、そのためには、事例提供者による十分なアセスメント、会議の要であるコーディネーターの進行やまとめ、アドバイザーによる多面的な視点と実践につながる具体的な助言が求められます。
- 市町村においては、地域ケア会議の開催により地域課題の抽出から政策形成につなげ、新たな政策・サービスを創出するとともに、その展開に向けて多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワークの構築を進めることができます。各市町村の地域ケア会議を中心にアドバイザーや広域支援員を派遣し、地域ケア会議に参加する関係者それぞれの役割に応じた資質向上や地域ごとに抱える課題に対する個別支援を行っています。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域における自立支援、介護予防・重度化防止という介護保険制度の基本理念の理解を促すとともに、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの実践に向けて関係者それぞれの資質向上に向けた研修を実施しています。

「地域ケア会議」の5つの機能



厚生労働省HP

■施策の方向

- ・ 参集者となる専門職種の人材確保が困難な市町村に対する専門職派遣調整等を行うことにより、市町村の地域ケア会議の充実・強化を支援します。
- ・ 地域ケア会議において、事例提供者となる介護支援専門員（ケアマネジャー）のアセスメントや個別課題解決に向けたコーディネート等、それぞれの課題に応じた個別支援を実施します。
また、市町村が地域ケア会議を通じて地域課題の抽出から政策形成までを実現できるよう支援するとともに、保険者（市町村）による地域デザイン機能の強化を支援します。
- ・ 地域ケア会議の開催によって創出された政策・サービスのより有機的・効果的な展開に向け、市町村が抱える課題解決への各種取組を支援するとともに、多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワークの構築を支援します。
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護保険制度の基本理念である自立支援、介護予防・重度化防止に関する理解を促すことで、保険者、介護事業者、医療関係者、住民などの全ての関係者の意識の共有（規範的統合）を促進します。また、地域ケア会議に参加する関係者それぞれの役割に応じた資質向上に向けて、アドバイザーや広域支援員派遣による個別支援を実施するとともに、地域ケア会議を通じた自立支援に資するケアマネジメントの実践に向けて介護サービス事業所等の育成・資質向上を図ります。

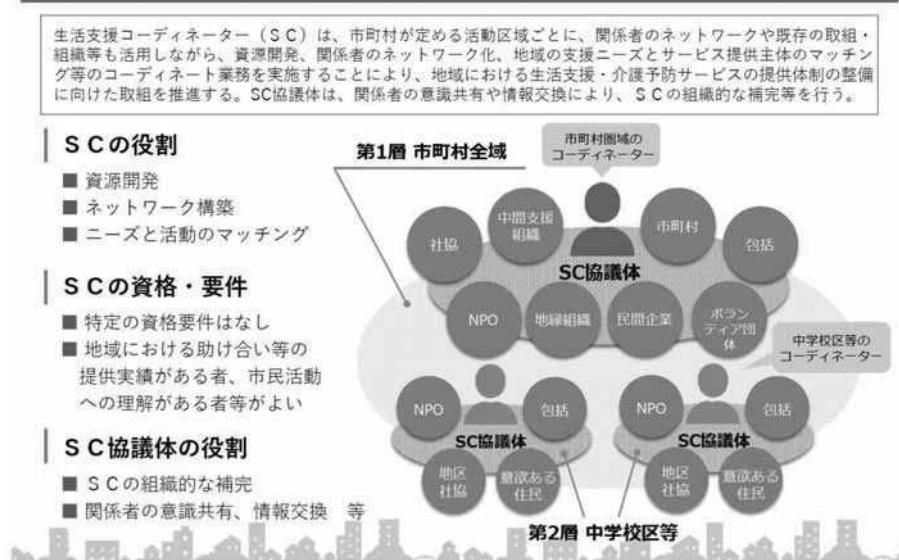
第3章 地域で安心して暮らせる基盤づくり

3 生活支援サービスの充実

■現状と課題

- 一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症の人の増加に伴い、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物、調理・掃除等の家事支援を含む日常生活上の支援の充実が求められています。
- 高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して日常生活を継続していくためには、市町村が中心となって、生活支援コーディネーター（SC）^{*1}や協議体^{*2}による地域住民のニーズや地域資源の把握・創出、多様な職種や機関との連携協働によるネットワーク構築、担い手の発掘・養成等を通じ、NPO、企業、社会福祉法人等の多様な主体に対する市町村による支援、協働体制の充実・強化を図ることが重要です。

互助を見つける・育む ①生活支援コーディネーター(SC)・SC協議体



出典：厚生労働省老健局「これからの地域づくり戦略」

- 生活支援コーディネーター（SC）は、社会資源開発、関係者のネットワーク化、地域ニーズとサービス提供主体のマッチング（コーディネート業務）をし、地域における提供体制の整備に向けた取組を推進することが求められます。また、生活支援コーディネーター（SC）の携わる業務は多岐にわたることから、業務を推進する上で専従職員の配置が求められています。

[表3-1] 県内生活支援コーディネーター（SC）数

(単位：人)

生活支援コーディネーター（SC）数	うち第1層（専従）	うち第2層（専従）
87	18 (12)	69 (24)

出典：大分県高齢者福祉課調査（令和4年度（2022）実績）

- ※1 生活支援コーディネーター（SC）：高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けて、市町村区域（第1層）及び日常生活圏域（中学校区等）（第2層）に配置。
- ※2 協議体：市町村が主体となって、生活支援コーディネーター（SC）と生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場

- ・ 高齢者が地域において自立した日常生活を営むためには、役割がある形で社会参加することが有効とされています。また、少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口の減少が進む中、年齢、性別等に関わらず、多様な人材が活躍する社会の実現が求められています。そのような中、有償・無償を問わない社会参加活動に役割のある形で高齢者が参加すること（「就労的活動」という）が重要です。そのためには、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動を実施したい事業者をマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする人材が求められます。
- ・ 元気な高齢者が社会参加し、地域での暮らしの担い手となり、高齢者の暮らしを支える体制が構築されていく中、市町村における取組に格差が生じていることから、その手法をはじめとする取組について共有する場が必要です。
- ・ 高齢化に伴う運転免許の自主返納等により、買い物や通院等に係る移動に困難を抱える人が増加しており、地域の実情に応じた移動支援を推進する必要があります。現状、竹田市における住民主体の移動支援の仕組みづくりを支援していますが、引き続き市町村の取組への支援が必要です。
- ・ 住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために、地域の実情に応じた多様な介護予防・生活支援サービス^{※3}の整備が必要です。本県では、介護予防効果の高いC型サービスは全市町村で提供されていますが、生活支援等に向けた住民主体のB型サービスは現状ほとんどの市町村で整備されていません。地域ケア会議の充実・強化により、関係者間の地域課題の共有、資源開発・政策形成等地域ケア会議に求められる機能が十分に発揮され、新たなサービスを創出することが求められており、個別支援（伴走型支援）が求められます。

[表3－2] 介護予防・生活支援サービス実施市町村・事業所数

サービス類型		サービス内容	実施市町村数	事業所数
訪問	現行相当	訪問介護員による身体介護、生活援助	17	425
	A型（緩和した基準）	生活援助	12	209
	B型（住民主体）	住民主体の自主活動として行う生活援助	2	20
	C型（短期集中）	保健師等による居宅での相談指導	14	58
	D型（移動支援）	移送前後の生活支援	0	0
通所	現行相当	通所介護と同様のサービス	17	468
	A型（緩和した基準）	ミニデイサービス運動、レクリエーション	13	146
	B型（住民主体）	体操、運動の活動など、自主的な通いの場	2	2
	C型（短期集中）	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善のプログラム	18	51

出典：大分県高齢者福祉課調査（令和5（2023）年4月1日時点）

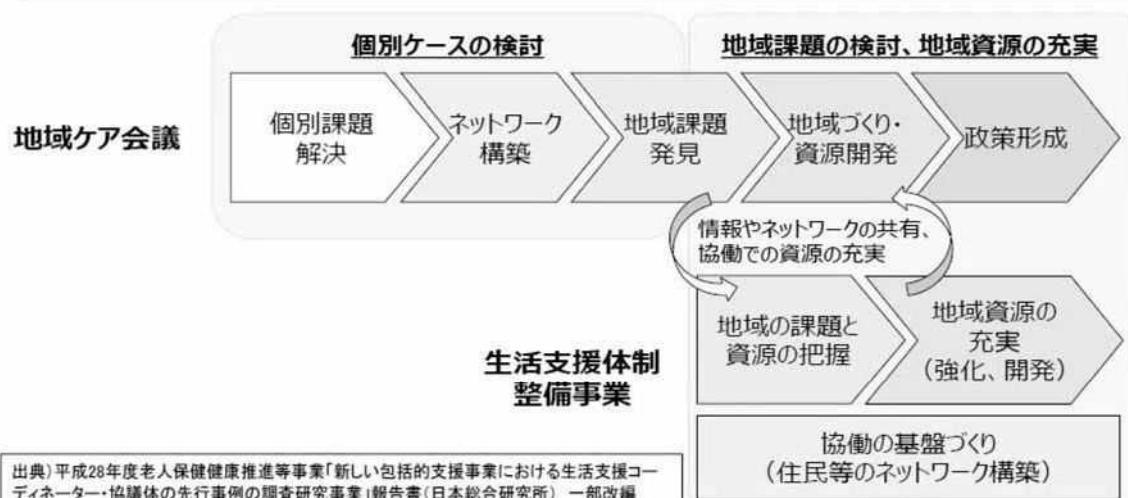
※3 介護予防・生活支援サービス：要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的として市町村が実施するサービス

■施策の方向

- ・ 市町村における介護予防・生活支援サービスの取組が充実するよう、生活支援サービスの担い手の確保・養成や地域ニーズと地域資源とのマッチングなどを行う「生活支援コーディネーター（S C）」を養成するための研修や、地域の課題や資源等の情報を共有し、関係者間の連携・協働を推進するための連絡会を引き続き開催します。
- ・ 各市町村において配置される生活支援コーディネーター（S C）や協議体の活動による、地域の課題、地域資源の把握や確保・創出、関係者のネットワーク構築、生活支援や介護予防の担い手となるボランティアの養成、ニーズとサービスのマッチングなどの取組について、アドバイザーの派遣等により円滑に実施できるよう支援します。
- ・ 生活支援コーディネーター（S C）の専従職員の配置を推進するよう、市町村に助言・支援を行います。
- ・ 高齢者が役割をもって社会参加等できるよう、個々の特性や希望に合った就労的活動をコーディネートする人材の配置を推進します。
- ・ 高齢者を含む地域住民が主体となって行う、健康づくり・介護予防支援、見守り・安否確認、交流の場や多様な生活支援などの活動の取組を支援するとともに、優良事例を市町村と共有して横展開をはかります。
- ・ 地域における生活交通を確保するため、乗り合いバス事業者による乗合バスの運行や市町村によるコミュニティバス等の運行など、公共交通の確保、維持に関する取組を引き続き支援するとともに、コミュニティバスや乗り合いタクシーを補完する移動手段として、自家用有償運送の導入について市町村と連携しながら検討を行います。
また、移動支援等に関する好事例の発信や研修の開催等により、市町村の取組を支援します。
- ・ 地域ケア会議では、個別の課題解決に留まらず、個別支援の検討を積み重ねることで、地域課題や地域資源活用の成功要因を見出す機能を担うことから、市町村における、地域ケア会議の開催を通じた地域課題の抽出から政策形成に向けた仕組みの構築を支援します。また、地域ケア会議の開催によって創出された政策・サービスのより有機的・効果的な展開に向け、市町村が抱える課題解決への各種取組を支援するとともに、多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワークの構築を支援します。

“協議体”と“地域ケア会議”的関係性

- 地域ケア会議では、個別ケースの検討を通じた多職種協働のケアマネジメント支援、支援ネットワークの構築、地域課題の抽出を行う。個別の課題解決にとどまらず、個別支援の検討を積み重ねることで、地域としての課題や、地域資源活用の成功要因を見出す機能を担う。
- 協議体は、生活支援コーディネーターを組織的に支えるとともに、多様なサービス提供主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的としており、地域ケア会議と求められている機能や役割が異なっている。
- 個別ケースの検討を中心に行っている場合は、地域ケア会議で把握した地域の課題や資源の情報を協議体や生活支援コーディネーターが受け取ることで、住民や団体・企業を中心とした地域づくり・資源開発に活かすことが可能。



■目標指標

指 標 名	単位	令和4（2022）年	令和8（2026）年
		基準値	目標値
地域ケア会議に1回以上参加している生活支援コーディネーターの割合	%	81	100
専従で配置されている第2層の生活支援コーディネーターの割合	%	35	50

地域における支え合いの仕組みづくり

高齢化が進展する中、高齢者の住み慣れた地域での暮らしを支えるためには、地域の支え合いによる日々の生活の支援が必要です。県内では、高齢者を含む地域住民による支え合いの仕組みが各地で構築されており、掃除や洗濯、ゴミ出しなどの「家事援助」や、通院や買い物の付き添いなどの「外出援助」、話し相手や見守りなどの活動が行われています。

九重町では、「誰もが安心して暮らし続けられる飯田を目指して」という想いから、令和5（2023）年度に九重町内で3番目の住民型支え合い団体「くらしのサポートセンター飯田」が立ち上がり、住民同士で支え合う活動が展開されています。

また、平成28（2016）年度からは、町に生活支援コーディネーター（SC）が配置され、生活支援の担い手の養成や、関係者のネットワーク化、生活支援のニーズとサービスのマッチングなど、こうした活動のコーディネート機能を担っています。

このような支え合いの取組は、高齢者の生きがいや、高齢者に限らずだれもが安心して暮らし続けることのできる地域づくりにつながります。

くらサポ飯田

誰もが安心して
くらし続けられる
飯田をめざして

住民同士で支え合う活動が始まりました
5月28日に町内で3番目の住民型支え合い団体「くらしのサポートセンター飯田（通称：くらサポ飯田）」が立ち上りました。
6月には早速、自宅から病院までの外出付添や部屋の片付け等の依頼があり、活動会員の皆さんが活動を行いました。

利用できる方…
高齢・障がい・子育て世帯等で、地域で生活を続けるうえで困りごとがあり、支援を必要としている方です。

例えば
・買い物の同行など外出のお手伝い
・自宅周辺の草刈り・庭木の剪定
・家事や子育ての支援
・雨どい、雨漏りの修繕など簡単な修理
・手すりの取り付けなど簡単な大工工事
・電球の交換
・ごみ出しの代行 など

一緒に地域づくりに取り組みませんか？

会員募集中
・利用会員
・活動会員
・賛助会員
年会費
1口500円

くらしのサポートセンターとは
■住民同士の支え合いを基本にした、誰もが安心してくらし続けられる地域づくりの活動です。

【お問い合わせ・お申し込み】
くらしのサポートセンター東 東飯田公民館 76-3116
くらしのサポートセンター南 南山田公民館 78-8801
くらしのサポートセンター飯田 飯田公民館 79-2251
九重町社会福祉協議会 76-2500

寄り合いカフェ
寄り合いカフェでコーヒーやお茶を飲みながらお話を楽しいませんか？
地域の皆さんのが寄り合って交流できる場所です。
どなたでも気軽にご利用ください。
日時：毎月第2金曜日 午後2時～
(飯田ふれあい夢食堂前日)
場所：飯田公民館
*各地区庭先等 不定期
くらサポ飯田についての質問や、利用・活動の相談などにも対応いたします。

カフェの様子 利用会員登録中

第3章 地域で安心して暮らせる基盤づくり

4 良質な高齢者向け住まいの確保

(1) 高齢者向け住宅等の確保

■現状と課題

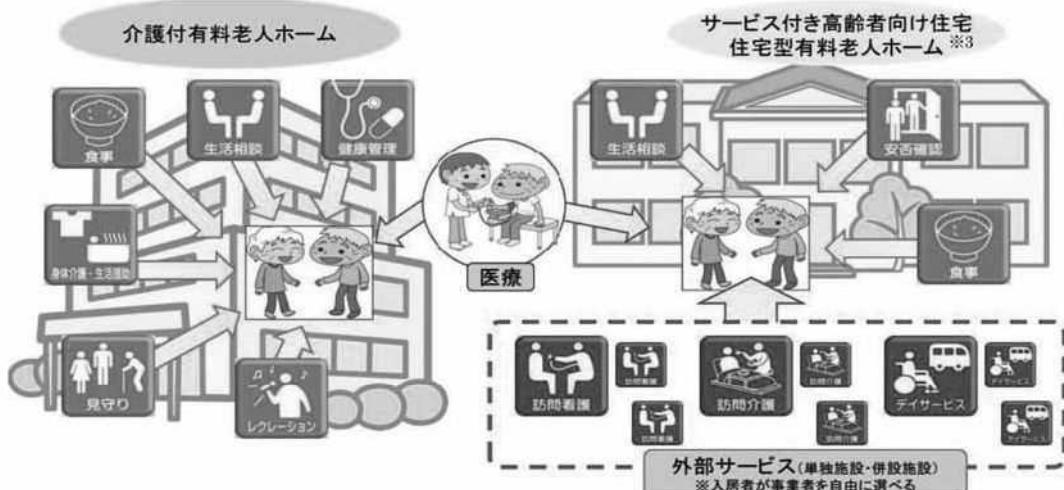
- ・ 高齢化の進展や家族構造が変化する中、今後とも、高齢者単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加するとともに、医療と介護サービスの双方を必要とする要介護高齢者の増加が見込まれます。
- ・ このような中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活基盤である住まいの質の確保とサービスの充実が求められます。また、地域のニーズに応じた適切な住宅の供給が求められています。
- ・ 本県のサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの供給状況は他県に比べ進んでおり、今後は、住宅及びサービスの質を高めていくことが強く求められています。

[図2-4-1] サービス付き高齢者向け住宅^{*1}



出典：厚生労働省資料

[図2-4-2] 介護付き有料老人ホーム^{*2}



出典：厚生労働省資料

※介護保険サービスによる介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設等は第4章に別途記載

※1 サービス付き高齢者向け住宅：高齢者を入居させ、安否確認・生活相談サービス等を提供する住宅

※2 介護付き有料老人ホーム：住宅型有料老人ホームのうち「特定施設入居者生活介護」の指定を受けたもの

※3 住宅型有料老人ホーム：高齢者を入居させ、入浴等の介護、食事の提供その他の日常生活上の必要な便宜を供与する施設。なお、同様の便宜を提供するサービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームに該当。

[表3－1] 高齢者向け住宅等の整備状況（各年度4月1日時点）

区分	定員・戸数		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
有料老人ホーム	12,507	12,904	13,370
軽費老人ホーム	1,000	1,000	1,000
シルバーハウ징※4	66	66	66
サービス付き高齢者向け住宅	2,153	2,103	2,156
計	15,726	16,073	16,592

出典：大分県調べ

■施策の方向

- ・ 有料老人ホーム等の入居者が安心して暮らすことができるよう、施設管理者を対象とする研修会を開催するとともに、事業者に対する指導監督を適切に実施していきます。
また、有料老人ホーム等のサービスの質を図るため、市町村の介護サービス相談員派遣等事業の取組を推進するなど、引き続き支援します。
- ・ 良質な有料老人ホームを供給するため、新規施設については、「大分県有料老人ホーム設置運営指導指針（平成23（2011）年4月策定）」に基づき指導するとともに、既存施設に対しては、上記の指針に併せ、「有料老人ホーム立入検査実施要領（平成23（2011）年12月策定）」に基づく立入検査を実施し、適正な運営の確保に取り組みます。
- ・ 大分県高齢者居住安定確保計画と連携し、高齢者向け住宅の質の向上やバリアフリー化など住み続けるためのリフォームの普及促進等を図ります。

※4 シルバーハウジング：大分県内にある公営住宅のうち、ライフサポートアドバイザーを配置した公営住宅

第3章 地域で安心して暮らせる基盤づくり

4 良質な高齢者向け住まいの確保

(2) 住宅改造の支援

■現状と課題

- ・ 高齢者が安全・安心に在宅での生活を続けていくためには、高齢者の状態に応じて住宅のバリアフリー化等の改造（リフォーム）が行われることが必要です。
- ・ 本県では、介助を要する高齢者等が居住する住宅の段差解消や手すり設置等の改造に要する費用を助成する市町村に対し、事業費の一部を助成する「在宅高齢者住宅改造助成事業」を平成6（1994）年度から実施してきました。
平成12（2000）年度からは、介護保険制度による住宅改修費の給付との効果的な組み合わせを図りながら、助成を行っています。
また、平成23（2011）年度からは「おおいた安心住まい改修支援事業」を創設し、その後、平成26（2014）年度から「高齢者・子育て世帯リフォーム支援事業」に、平成28（2016）年度から「子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業」に改称し、高齢者の暮らしの安全確保のためのバリアフリー化に要する費用を助成する市町村に対し、事業費の一部を助成しています。
- ・ 一方、それぞれの改造にあたっては、個々の高齢者の身体状況に応じて適切に行われることが重要であり、作業療法士や理学療法士など専門職による助言等が必要です。

[表3－2] 在宅高齢者住宅改造助成事業等実績

(単位：件、千円)

事業名	在宅高齢者住宅改造助成事業 (平成6（1994）年度～)			介護保険住宅改修 (平成12（2000）年度～)			子育て・高齢者世帯 リフォーム支援事業 (高齢者バリアフリー型) (平成23（2011）年度～)		
担当課	高齢者福祉課（福祉保健部）			保険者（市町村）			建築住宅課（土木建築部）		
年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
実施市町村数	16	16	16	18	18	18	17	17	17
助成件数	116	107	108	4,402	4,320	4,514	85	92	125
助成額	14,461	13,446	13,490	372,713	362,855	381,264	9,906	11,757	15,579

(注) 在宅高齢者住宅改造助成事業については、大分市（中核市）は助成対象外

出典：大分県調べ

《住宅改修例》

※改造内容

・段差解消

【改造前】



【改造後】



※改造内容

・手すりの設置

【改造前】



【改造後】



■施策の方向

- ・介護保険制度における住宅改修に加え、高齢者がいる世帯のニーズに応じて住宅設備を高齢者に適するよう改修する経費に対して本県独自に引き続き助成します。
- ・個々の高齢者の身体状況に応じた適切な住宅改造を推進するため、市町村に県内外の好事例の横展開を図り、住宅改造にリハビリテーション専門職等が関与する体制づくりを支援します。

第3章 地域で安心して暮らせる基盤づくり

4 良質な高齢者向け住まいの確保

(3) 生活支援のための居住施設の整備

■現状と課題

- 介護保険施設への入所対象とならない高齢者であるものの、家庭の事情等により在宅生活が難しい方向けに、生活支援のための居住施設が整備されています。
- 施設の種類としては、市町村の措置施設である「養護老人ホーム」、利用者の決定を市町村が行う「生活支援ハウス」、入所者と施設の契約で決まる「軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）」があり、現在、県内の総数は、施設数60か所、入所定員2,414人となっています。
- 入所（居）者の高齢化により、要介護・要支援となる方が増えており、そのような方の介護ニーズにも応じたサービスが提供できるよう、特定施設入居者生活介護の指定を受けるなど施設機能の転換を図っていくことが必要です。
- また、これらの施設の中には、老朽化したものも多く、今後予想される南海トラフ地震等の災害に備え、早急な建て替え（耐震化）が望まれます。

[表3－3] 生活支援のための居住施設の概要と整備状況（令和4（2022）年度末）

施設の種類	施設の概要	施設数 (か所)	入所定員 (人)
養護老人ホーム	環境上又は経済的理由により居宅で生活できない方を入所させる施設。 市町村の措置施設であり、入所の決定は市町村長が行う。	19	1,093
軽費老人ホーム (ケアハウス)	身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の方が入所できる施設。	16	850
経過的 軽費老人ホーム (A型)	利用者と施設の契約による。	3	150
生活支援ハウス	独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者を受け入れる施設。 利用者（入居者）の決定は市町村長が行う。	22	321
合計		60	2,414

(注) 県内には、経過的軽費老人ホーム（B型）はない

出典：大分県調べ

■施策の方向

- ・ 現在、軽費老人ホーム（ケアハウス・A型）及び生活支援ハウスについては、ほぼ需要を満たしていると思われることから、原則として現行の整備水準を維持するとともに、入所（居）者の居住環境の向上に努めます。
また、養護老人ホームについては、入所待機者がいる一方で、入所定員に満たない施設もあるなど状況が異なることから、各施設の入所状況を定期的に市町村へ提供するなどにより、入所待機者の解消に努めます。
- ・ 入所（居）者の介護ニーズにも対応できるよう、施設が特定施設入居者生活介護の指定を受けるなど、施設機能の転換を図ります。
- ・ 老朽化した施設については、計画的に建て替えを支援し、特に耐震化未済施設は優先的に整備を行います。